

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の留意事項に関する同意書

1. 申請者は、この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
2. 申請者は、本資金の関係法令および要綱等に従います。
3. 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。
4. 申請者は、貸付けが決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、すぐに佐賀県社会福祉協議会に届け出します。
5. 申請者は、在学、就労、資格合否等、必要な情報を把握するため、佐賀県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。
6. 申請者が未成年である場合は、法定代理人の同意を得ます。
7. 本貸付金(入学準備金)とハローワークで実施されている専門実践教育訓練給付金並びに自立支援教育訓練給付金は重複での利用はできません。重複申請の場合は、いずれかを辞退すること。また、重複利用が判明したときは、本資金を返還することに同意します。(※准看入学時に本資金を借入し、正看へ進学した場合も同様です)。
8. 本貸付金と、佐賀県社会福祉協議会で実施している介護福祉士修学資金等貸付および保育士修学資金貸付との重複での利用はできません。重複申請の場合は、いずれかを辞退すること。また、重複利用が判明したときは、本資金を返還することに同意します。
9. 審査の結果、「不承認」となった場合、不承認理由は確認いたしません。
10. 申請者及び申請者世帯の者、ならびに連帯保証人は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から申請者及び申請者世帯の者ならびに連帯保証人に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会長 様

上記のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の留意事項について同意します。

年 月 日

貸付申請者 _____ (印)

(本人自筆)